

令和5年2月21日 議会運営委員会 議事録
10時30分 開会

○出席委員 (6人)

委員長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日域 究

議長 賀屋 幸治

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。

市長が出席されておりますので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明をお願いいたします。

なお、時間を要するようでしたら着席のまま説明いただいても結構でございます。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

最初に、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、議案第15号令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算までの11議案につきましては、説明のほう割愛をさせていただきます。

それでは、新年度予算議案を除く議案の概要に沿って御説明をしてまいります。

まず、議案第16号副市長の選任の同意についてでございます。

副市長太田勲男氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き選任することについて、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第17号教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

教育委員会委員小出哲義氏が令和4年12月31日付で辞職しましたので、その後任として、市川洋氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

なお本2議案につきましては、選任または任命の同意を求めようとする太田氏及び市川氏の職歴等について、別紙に補足資料を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてでございます。

1の制定の理由ですが、本市に住民票を有する全ての子どもが医療を受けられる機会を

均等に確保するため、医療費の助成対象年齢を15歳から18歳に引き上げ、大竹市乳幼児等医療費支給条例の全部を改正しようとするものでございます。

2の主な内容ですが、第1条は、条例の目的を、第2条は、用語の定義を、第3条は、助成対象者についてそれぞれ規定しています。第4条は、こども医療費の助成を受けようとする者は、申請により受給資格の認定を受ける必要があること。また、第5条では、当該申請事項に変更があったときの届出義務について定めています。第6条は、助成の額について、第7条は、一部負担金についてそれぞれ規定しています。第8条は、助成の方法について、第9条は、損害賠償等の給付の対象となる疾病等の場合には、こども医療費の助成に制限がかかる旨などを規定しています。第10条は、こども医療費を受ける権利について譲渡等を禁止する旨を定めています。第11条は、委任規定でございませう。

施行期日は令和5年10月1日としていますが、準備行為として、受給資格の認定及びこども医療費受給者証の交付に関し必要な申請、手続その他の行為は、本条例の施行の日の前においても行うことができるとしてあります。

また、本条例の施行の前に受けた国民健康保険法または医療保険各法の規定による医療に関する給付に係る、本条例による改正前の大竹市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等医療費の支給については、なお従前の例によるとの経過措置を定めています。

さらに、本条例の制定に伴い、大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の字句を修正することを附則で定めています。

続きまして、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございませう。

1の制定の理由ですが、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げることに關して、10の関係条例の整備を行うものでございませう。

2の条例の主な内容ですが、第1条では、職員の定年等に関する条例の一部改正として、職員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げることや、管理監督職勤務上限年齢制度、いわゆる役職定年制ですが、それと及び定年前再任用短時間勤務制度に關して規定するものでございませう。

第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、職員が60歳に達した日の後の最初の4月1日以後の給料の月額を7割水準にすること及び定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する改正を行うものでございませう。

第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、役職定年による降任をこの条例の適用除外とする改正を行うものでございませう。

第4条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、給料の7割措置の制度の導入に伴い、減給処分の規定に関する改正を行うものでございませう。

第5条の大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正から、第9条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、法改正による引用条文の改正及び字句の修正などの整理を行うものでございませう。

第10条は、法改正に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございませう。

施行期日は令和5年4月1日としますが、職員への情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規定については、公布の日から施行するものといたします。

また、附則第2条から第18条で、制度改正に伴う再任用職員等に関する経過措置を定めています。

続きまして、議案第20号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由及び主な内容ですが、大竹市子ども・子育て会議が担任する事務は、子ども・子育て支援法に規定する事務としていますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、引用する条文が変更となりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第21号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由ですが、特別職の職員で非常勤のもの報酬のうち、予防接種健康被害調査委員会委員及び社会福祉法人指導監査員の報酬を新たに定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容ですが、予防接種健康被害調査委員会委員は、市長の諮問に応じ予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査する委員で、日額の報酬額を1万4,000円にしようとするものでございます。

また、社会福祉法人指導監査員は、社会福祉法人の指導監査を行う際に、公認会計士及び社会保険労務士を市の非常勤特別職として委嘱するもので、報酬額は日額2万400円にしようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第22号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

1の改正の理由及び2の改正の主な内容をあわせて御説明いたしますが、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定率を参考とし、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年間0.05月分上乘せし、1.2月から1.225月、年間では2.4月から2.45月に引き上げるための条例改正をしようとするものでございます。

また、あわせて地方公務員法の改正により生じた条項及び字句の修正を行うものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第23号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由ですが、令和4年9月に県外の認定こども園で送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという事案が発生したことを受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律が施行されましたので、改正後の基準に沿って条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容は、3点ございます。

まず、1点目の第7条の2に関してですが、安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知、保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知、定期的な安全計画の見直し等の規定を追加するものでございます。

2点目の第7条の3に関しては、利用乳幼児の事業所外での活動等に係る自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合の利用乳幼児の所在の確認についての規定を追加するものでございます。

3点目は、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としますが、懲戒に係る権限の濫用の禁止の規定の削除については、公布の日からといたします。

また、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、ブザー等の設置に代わる措置を講じることで、当該自動車にブザー等を備えないことができるとの経過措置を定めるものいたします。

続きまして、議案第24号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由及び2の改正の主な内容ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項を変更し、また、懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定の削除を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日からとしますが、懲戒に係る権限の濫用の禁止の規定の削除及び第50条、第51条第3項の一部の改正は公布の日からといたします。

続きまして、議案第25号大竹市認定こども園設置条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由及び主な内容ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用する条項が変更となったため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第26号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由ですが、健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の総額が引き上げられたこと及び国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料について賦課限度額が引き上げられたことなどに伴い、所要の見直しを行うため条例改正をしようとするものでございます。

2の改正の主な内容は3点ございます。

1点目は、出産育児一時金を8万円引き上げ、総額で42万円から50万円にしようとするものでございます。

2点目は、国民健康保険料の賦課限度額について、後期支援分を2万円引き上げ22万円とし、基礎賦課分、介護納付金分と合わせた賦課限度額を102万円から104万円に引き上げ

ようとするものでございます。

3点目は、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準について、保険料の応益割部分の軽減対象者の5割軽減及び2割軽減対象者のうち、軽減算定に用いる加入者数に乗じる額を、5割軽減は28万5,000円から29万円に、2割軽減は52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としますが、本条例の施行前に出産した被保険者に係る出産一時金の額は、なお従前の例によるとの経過措置を定めています。

また、賦課限度額及び低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準については、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるといたします。

続きまして、議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由ですが、条例改正の背景にあるのは先ほどの議案第23号と同様でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせて条例を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容ですが、第6条の2として、利用者の安全の確保に関する計画の策定等の規定を追加いたします。

第6条の3は、利用者の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、利用者の所在確認を行うことを義務付ける規定を追加するものでございます。

第12条の2では、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等に関する努力義務規定を追加するものでございます。

また、第13条第2項関係として、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための必要な措置について、職員に対する研修・訓練を実施する等の具体的な文言に改めるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としますが、令和6年3月31日までの間、安全計画の策定等については努力義務とする経過措置を定めるものといたします。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により、阿多田地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

従前の計画は、阿多田航路の運航を担うフェリーを整備するため、令和2年度に作成したのですが、今後予定していますかき殻一時堆積場の改修及び消防団の消防ポンプ積載車を整備するための財源として地方債の活用を考えていますので、本2施設を追加する変更を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございます。大竹市コミュニティサロンの管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

1のコミュニティサロン元町については、従前の指定管理者である公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者とし、指定期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものでございます。

2のコミュニティサロン栄町については、従前の指定管理者である小島地区自治会連合会を指定管理者とし、指定期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものでございます。

3のコミュニティサロン玖波については、新たに公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者にしようとするものでございます。

なお、指定期間については、令和5年度に玖波公民館とコミュニティサロン玖波などの機能を統合した新たな施設の整備方針等を検討する予定であり、より柔軟な検討が行えるよう、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございます。小栗林集会所の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を小栗林自治会とし、指定期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございます。大竹市マロンの里の指定管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は従前の指定管理者である佐伯中央農業協同組合とするものですが、同組合を含む県内の9つの農業協同組合は、令和5年4月1日付で合併するとの契約書を締結しています。本契約書により合併が成立し、登記が完了した後は、合併後に設立されるひろしま農業協同組合が指定管理者としての地位を継承するものといたします。

なお、指定期間はひろしま農業協同組合の今後の方針が現時点で明確に定まってないことから、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、議案第32号市道路線の廃止及び認定についてでございます。

内容でございますが、市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

最初に、阿多田1号線ですが、現在の阿多田農道1号線を市道として管理するため、現在の路線を廃止し、新たに路線認定を行うことで、経過地及び終点を変更しようとするものでございます。道路延長は現在の約176.5メートルから、約4548.5メートルに変更になります。

続きまして、阿多田2号線及び阿多田3号線は、それぞれ阿多田農道2号線及び阿多田農道3号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定をしようとするものでございます。それぞれの道路延長は、阿多田2号線が約1,333メートル、阿多田3号線が約186メートルでございます。

続きまして、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）でございます。

1の歳入歳出の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ1億2,112万円を追加し、予算総

額を169億5,527万9,000円とするものでございます。詳細は15ページからの表で御説明いたします。

補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出を、その右側に歳入として、当該歳出に充当する財源を記載しています。

最初に、第2款総務費の庁舎等管理事務でございます。

燃料費の高騰により光熱費が不足する見込みであるため、150万円を増額するものでございます。

基金管理事業は、本補正予算による財源調整を行うため、地方創生事業基金に1億6,006万6,000円を積み立てるものでございます。

国庫補助金等返還事務は、国・県支出金の返還金として5,282万8,000円を計上するものでございます。

市長選挙事務から市議会議員補欠選挙事務までの3件は、実績に基づく不用額を減額するものでございます。このうち参議院議員選挙事務につきましては、県負担金を同額の330万7,000円減額いたします。

続きまして、第3款民生費でございます。

障害者等自立支援給付事業は2,400万円、その下の障害者等地域生活支援事業は500万円を、それぞれ減額いたします。いずれも当初想定していたよりも利用が少なかったことが理由ですが、それぞれ2分の1の国庫支出金及び4分の1の県支出金が充てられていますので、相応の金額を減額いたします。

介護施設整備等補助事業は、今年度居宅サービス事業所を整備するための予算を計上していましたが、選定した事業者に交付した補助金が予算額を下回ったため、執行残を減額するものでございます。なお、本補助金は県の補助金が全額充てられていますので、歳出と同額の2,375万5,000円を減額するものでございます。

施設型給付事業は、私立保育所の児童数の減少や認定こども園の利用人数の減少などにより、施設型給付費の執行残が見込まれるため、5,000万円を減額するものでございます。

なお歳出の減額に合わせ、保育所入所児童保護者負担金を288万2,000円、施設型給付等国庫負担金を2,055万3,000円、県負担金を1,321万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

第4款衛生費の予防接種推進事業は、予防接種の接種者数が当初の見込みよりも少なかったため、1,100万円を減額するものでございます。

第6款農林水産業費のおおたけカキ水産まつり事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより実施を見送りましたので、100万円の事業費全額を減額するものでございます。

第8款土木費ですが、橋りょう長寿命化事業1,100万円でございます。小方地区の城山陸橋及び大竹小学校附近にあります学園歩道橋について、補修設計業務を行うための委託料を計上するものでございます。

財源としまして、道路メンテナンス事業国庫補助金として605万円を、市道改良事業債として490万円を計上いたします。

次のページの道路・橋りょう新設、改良事業は、白石元町1号線道路設計等業務委託料及び小方4号線道路改良工事のそれぞれの執行残を合わせて230万6,000円減額いたします。

本2つの事業は、米空母艦載機部隊配備特別交付金、いわゆる空母艦載機交付金を財源としておりますので、歳入も同額の230万6,000円減額いたします。

また、その2行下の晴海臨海公園整備事業で財源の整理を行っており、歳出の246万1,000円の減額に対し、財源である空母艦載機交付金を29万8,000円減額しています。

これらの減額した空母艦載機交付金を合算した260万4,000円を第10款教育費の学校給食費支援事業に充てるため、にこにこ子ども基金に積み立てることといたします。

2行上に戻っていただきまして、土木費の大竹駅周辺整備事業でございます。西口駅前広場の用地買収費として2,254万円を計上するものでございます。

財源として社会資本整備総合交付金1,239万7,000円、大竹駅周辺整備事業債として1,010万円を計上いたします。

最後に、対応する歳入のない歳出に充当するものとして、固定資産税の4,000万円、地方消費税交付金6,839万9,000円、普通交付税の5,833万4,000円はそれぞれ決算見込額に合わせて増額するものでございます。

その他財源整理のため、市道改良事業債380万円、大竹駅周辺整備事業債160万円、農業用施設災害復旧事業債100万円をそれぞれ計上いたします。

以上、歳入歳出ともに1億2,112万円を計上しようとするものでございます。

それでは、12ページの2の繰越明許費の補正についてでございます。

表の2行目の、新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業は、4月以降も予防接種を実施する予定であるため繰り越しを行うものでございます。

その下の橋りょう長寿命化事業（補修調査設計）は、先ほど御説明いたしました城山陸橋及び学園歩道橋の補修設計業務を行うための委託料を繰り越すものでございます。

その4行下からの、県営事業負担金、道路・砂防及び港湾については、県の事業進捗に合わせ繰り越しを行うものでございます。

下から2行目の大竹駅伝競走大会運営事業は、今年度中止した第70回大会の再開催に向け、未執行の予算を繰り越すものでございます。

その他の事業につきましては、諸般の事情により年度内の事業完了が見込めないものについて繰り越しを行うものでございます。

続きまして、13ページの3の債務負担行為の補正でございます。

最初に、追加するものとして17の事項を挙げていますが、いずれも今後の業務に備え、入札契約などを事前に実施する必要があるものでございます。

このうち表の4行目のマイナポイント申込等支援に要する経費は、4月から6月までの3カ月分を、その下のマイナンバーカード交付円滑化に要する経費は、1年分の窓口業務を業者に委託することを考えております。

続きまして、14ページの2の変更についてでございます。

高度情報化（自治体クラウド）に要する経費でございますが、学校給食費支援事業の実施に伴い、給食管理システムを追加するため、限度額を変更しようとするものでござい

す。

その他につきましては、燃料費や人件費、修繕費の高騰などにより限度額を変更する必要が生じたものでございます。

4の地方債の補正につきましては、このたびの補正予算において整理しています地方債について変更を行うものでございます。

議案第33号の説明は以上でございます。

それでは、17ページを御覧いただければと思います。

続きまして、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第35号令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、あわせて御説明いたします。

本市の水道事業及び工業用水道事業では、防鹿水源地の維持管理業務を委託していますが、昨今の電気代の高騰により委託料の増額が必要になってまいりました。そこで、水道事業会計においては、営業費用中、原水及び浄水費の委託料を1,020万円増額することで、収益的支出の予算総額を5億7,622万6,000円とし、また、工業用水道事業会計においては、営業費用中、原水及び送水費の委託料を1,000万円増額することで、収益的支出の予算総額を4億5,166万5,000円にしようとするものでございます。

最後に、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

1の業務の予定量の補正でございますが、国庫交付金事業を11億1,278万円から、9億1,752万6,000円に改めるものでございます。

次に、先に3の資本的支出の予定額の補正でございますが、小方排水区雨水函渠整備工事ほか3工事の継続費の補正を行う必要が生じたので、資本的支出の建設改良費について1億9,525万4,000円を減額し、予算総額を12億9,583万2,000円にするものでございます。

これに伴いまして、2の資本的収入の予定額の補正ですが、資本的収入のうち企業債を9,800万円、補助金を9,713万7,000円、合わせて1億9,513万7,000円減額し、予算総額を10億8,059万2,000円にするものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしくお願ひ申し上げます。

○山崎委員長 ただいま執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようですので、議案の取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより執行部の説明者ごとに一括したものととなっております。

議事日程に沿って取り扱いを説明いたします。

まず、議案第5号から議案第17号に至る13件について一括上程し、提案理由の説明を受

けます。うち、議案第5号から議案第15号までの11件につきましては、令和5年度の当初予算案でございますので、こちらの取り扱いは後ほど、日程6、予算特別委員会の設置についてにおきまして御説明いたします。

議案第16号及び議案第17号の2件につきましては、人事案件のため委員会の付託を省略し、即決と考えております。

次に、議案第18号から議案第26号に至る6件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第19号から議案第31号の5件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、いずれも総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第27号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第29号及び議案第30号の2件につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第32号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第33号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第34号から議案第36号までの3件につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、陳情についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 それでは、提出のありました陳情の取り扱いについて御説明申し上げます。

まず、事業系ごみ処理に係る陳情でございます。

提出者は大竹商工会議所会頭、谷岡茂氏でございます。

陳情の内容は配布の陳情文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和5年陳情第1号としまして、本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

続きまして、フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装についてでございますが、提出

者は阿多田区自治会長、柳川美喜男氏でございます。

陳情の内容は文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和5年陳情第2号としまして、本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から陳情の取り扱いについて説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、関係規則等の制定・改正・廃止についてを議題といたします。

1件目の大竹市議会中継の実施に関する要綱の一部改正については、議会改革特別委員会からの提案でございますので、網谷委員長より説明をお願いいたします。

網谷委員長。

○網谷議会改革特別委員長 委員長には説明の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、大竹市議会中継の実施に関する要綱の一部改正についてでございますが、よろしくをお願いいたします。

先般、2月14日に開催された議会改革特別委員会で、サイドブックに掲載されている一部改正案が承認されております。

改正の概要ですが、現在の要綱では、議会中継の対象となる会議は本会議と常任委員会のみでしたが、改正後は、議会運営委員会と特別委員会も中継の対象となります。

また、機器の不具合などにより議会中継ができないこともある旨の規定を第7条に新設しています。

なお、対象となっている会議の内容等が中継するのに適当でないと委員長が判断した場合は、その旨を委員長から議長へ届け出て、議長が認めれば中継しないこととなります。

議会運営委員会の承認をいただけましたら、決裁が終わり次第、施行することとなります。3月定例会から中継する予定でございます。議会運営委員会の皆様方の御承認を頂戴できればと思います。御審議よろしくをお願いいたします。

○山崎委員長 ただいま議会改革特別委員長から、大竹市議会中継の実施に関する要綱の一部改正について説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

大竹市議会中継の実施に関する要綱の一部改正について、議会改革特別委員長の説明のとおり改正することと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

次の、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定については、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について説明いたします。

1月臨時会において議決をいただきました大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。規程案をサイドブックに掲載しておりますので御確認ください。

本件につきましては、御承認いただきましたらすぐ制定できるよう、現在準備を進めております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま局長から、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について、局長の説明のとおり制定することと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、大竹市議会議員用ファクシミリ設置要綱の廃止について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 大竹市議会議員用ファクシミリ設置要綱の廃止について御説明いたします。

議会事務局と議員の情報伝達のため、ファクシミリを貸与できることとしておりましたが、現在、情報伝達には主としてメールを用い、ファクシミリの利用がないことから、本要綱を廃止しようとするものでございます。

本件につきましても、御承認いただきましたらすぐ廃止できるよう準備を進めております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から、関係規則の制定及び廃止について説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

大竹市議会議員用ファクシミリ設置要綱について、局長の説明のとおり廃止することと

決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程4、一般質問及び総括質疑についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会議務局長 今回の一般質問及び総括質疑は、申し合わせにより代表制はとらず、全員質問の持ち時間は1時間となります。

通告期限は、本3月定例会においては、2月27日月曜日の9時30分まででございます。

本会議散会后、議長室において発言順の抽せんを行いますので、よろしくお願ひいたします。

一般質問及び総括質疑が行われる予定の3月7日火曜日の本会議までの間には、常任委員会も開催される予定となっております。執行部においては答弁の作成など、時間的に厳しいと思われまますので、早めに通告をしていただきたいと思います。

また、通告期限前にヒアリングを済ませておくこともできます。ヒアリング希望日時の記事の際は御留意のうえ、御協力をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 質疑がないようですので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程5、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会議務局長 3月定例会の会期でございますが、2月27日から3月24日までの26日間を考えております。

会期日程の案を御覧ください。

本会議を2月27日に開会し、会期決定、当初予算説明、一般議案を上程し、先ほど決定いただきましたとおりの取り扱いをして散会。3月6日までを休会と考えております。

委員会審査につきましては、27日の本会議終了後及び3月1日に常任委員会を開催。慣例で行きますと27日に総務文教委員会、1日に生活環境委員会になろうかと考えております。また、執行部から3月1日に生活環境委員協議会を開催する旨の依頼を受けております。

翌週の3月7日10時から本会議、8日は休会とし、9日を本会議予備日とし、一般質問及び総括質疑を行います。また、一般議案及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、本会議を散会します。

次に、3月2日10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を開催と考えております。

本会議最終日は3月24日とし、3月定例会の閉会と考えております。日程につきまして

調整をお願いいたします。

なお、予算特別委員会関係の日程等は後ほどの日程6、予算特別委員会の設置についてとあわせて説明させていただきます。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、各委員長さん方が本席に出席していらっしゃいますので、調整をお願いいたします。先ほどの提案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

会期につきましては、2月27日から3月24日までの26日間とし、2月27日月曜日10時から本会議。各常任委員会については、2月27日本会議終了後に総務文教委員会を開催。3月1日水曜日10時から生活環境委員会を開催。その終了後、生活環境委員協議会を開催。今定例会では3月7日火曜日に中日を設け、一般質問及び総括質疑と議案審査報告等に充て、予備日を9日木曜日とします。3月2日木曜日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員を開催。本会議最終日は3月24日金曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 すみません、失礼いたします。

委員会の途中ではありますが、11時30分から当初予算の記者発表がありますので、市長等は退席をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○山崎委員長 御承知おきください。

それでは、日程6、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 それでは、予算特別委員会の設置につきまして、審査日程、資料要求等の件とあわせて御説明いたします。

令和5年度の当初予算については、先ほど議員全員協議会で説明のありました議案第5号から議案第15号に至る11件でございます。

こちらについては、先ほど決定いただきましたように、本会議初日の2月27日に上程、説明を受けた後、本会議中日に議事を継続し、一般質問及び総括質疑の形で御審議いただいた後、まず、議長が委員8人で構成する予算特別委員会の設置及び付託を諮り、続いて、委員の指名を行うと考えております。予算特別委員予定者はサイドブックの議会運営委員会フォルダに資料を掲載しておりますので、御確認ください。

また、3月9日木曜日、本会議予備日ではありますが、散会後に正副委員長の互選を行

います。

次に、審査日程でございます。

3月13日月曜日から15日水曜日までの3日間と、予備日を16日木曜日とし、予備日を入れ4日間と考えております。そして、3月24日金曜日本会議最終日において、予算議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続いて、予算資料の要求について御説明いたします。予算特別委員会日程（案）を御覧ください。

審査をより充実したものとするため、予算特別委員に指名されることが予定されている議員からの資料要求を事前に執行部に連絡し、要求に沿った資料を作成してもらい配布するというように考えております。

先ほど議員全員協議会におきまして、令和5年度の各会計の当初予算案の説明を受けましたので、2月27日月曜日までを熟読期間としております。予算特別委員の予定者におかれましては、2月27日の12時までに資料要求を、文書または電子データにて議会事務局に提出をお願いいたします。提出にあたっては、後日、追加での資料要求がないよう御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

資料につきましては、本会議中日終了後、3月9日木曜日に予算特別委員会で正副委員長を互選した後、要求された趣旨に沿って作成されているかどうかを確認していただきます。要求どおりであればそのまま審査に御活用いただきますが、修正が必要であれば13日以降の予算特別委員会の当日に再提出を受けることになります。執行部におかれましては、資料の内容について不明点等がある場合は、提出議員と事前に確認をお願いいたします。

なお、現在、議会運営委員会での協議・決定事項を踏まえまして、常任委員会等につきましても発言の事前通告をしていただくよう御協力をお願いし、会議運営を行っていただいているところでございます。今回の予算特別委員会につきましても、発言の通告に関しまして、全会計について3月8日12時までに提出をお願いいたします。

また、3月9日に確認する資料に関する質疑につきましては、3月10日の12時までに提出をお願いいたします。

通告書の提出にあたりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、通告書は本日の議会運営委員会終了後に事務局からメールで送付する様式を使用していただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から、予算特別委員会の設置と日程等に関しまして説明がございました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ないようでございますので、お諮りいたします。

まず、3月9日木曜日の本会議予備日、一般質問及び総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、その終了後、正副委員長の互選及び資料確認。審査日は3月13日月曜日から15日

水曜日までの3日間、また、予備日を16日木曜日として予算審査を行います。そして、3月24日金曜日の本会議最終日、予算委員長報告、質疑、討論、採決。以上の日程でございます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議ないようでございます。それでは、そのように決定させていただきます。

なお、事務局からの説明にもありましたように、予算特別委員予定の議員におかれましては、資料要求について2月27日12時までに、文書または電子データにより議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。また、発言通告についても全会計について、3月8日12時までに提出いただくよう御協力をよろしくお願いいたします。また、3月9日に確認する資料に関する質疑は、3月10日の12時までに提出をお願いします。

このような取り扱いは、予算特別委員会における審査を充実するためのことでございますので、要求漏れがないよう特によろしくお願いいたします。

また、委員会における発言については、提出期限までに書面による事前通告に御協力をお願いいたします。会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

続きまして、日程7、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 議員派遣について御説明いたします。資料を御覧ください。

令和5年5月30日、31日の2日間、中国市議会議長会定期総会が岡山市で開催されます。これに正副議長が出席する予定ですが、網谷副議長の出席が議員派遣の対象となります。議長は議会の代表権をもって出席しますので、議員派遣の手続は必要ありません。最終日にこちらの表を配布しまして即決と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり、本会議で手続を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程8、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、御説明させていただきます。

3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策については、2月17日に開催された各派代

表者会議において協議したところでございます。協議の結果、引き続き3月定例会もこれまでと同様の対応をすることを確認したところでございます。

なお、マスクの着用について政府は、3月13日から屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねる方針を決定しておりますが、3月定例会の会期中は、会議に出席する際はマスクの着用をお願いいたします。

また、3月13日以降の一般の傍聴者につきましては、マスクを着用するかどうかは本人の判断に任せることとしますので御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況でございますが、現在、全国的に減少傾向にあり、本市におきましても先月と比べると大幅に感染者が減少しておりますが、昨年6月29日以降、約8カ月間毎日感染者が確認されております。改めて感染対策に御留意いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、熱がある場合や濃厚接触者となった場合、家族が陽性者となった場合などは、感染対策マニュアルに沿って適切に対応していただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件について事務局案のとおり対応していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、そのように議会運営をしてみたいと思います。

続きまして、日程9、その他を議題といたします。発言通告についてでございます。今定例会での発言通告に関しまして、連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 昨年12月定例会におきましては、議会運営委員会で新型コロナウイルス感染症対策について確認いたしました事項を踏まえ、本会議と常任委員会等につきましても速やかに事前通告をしていただくよう御協力をお願いさせていただき、会議運営を行っていただいたところでございます。

先ほど日程8、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてで確認したことも踏まえ、2月27日本会議及び同日27日と3月1日の常任委員会については2月22日水曜日まで、3月7日及び予備日の本会議は3月2日木曜日まで、また、3月24日本会議最終日については3月20日月曜日までに、できるだけ午前中に事前通告を提出していただきますよう引き続き御協力をお願いいたします。

また、通告書の提出にあたりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、委員会においては審査の過程において、説明の内容等によっては急遽追加での質問を必要とする場面もあろうかと思いますので、執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から、発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、特に委員会では、審査の過程において事前通告以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思いますので、御協力をお願いいたします。

発言通告については以上でございます。

本日予定していた日程は全て終了いたしました。

なお、本日の協議・確認事項について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員へ周知をお願いいたします。

それでは、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

11時30分 閉会